

会員の手引き



鹿嶋市ファミリー・サポート・センター

もくじ

相互援助について	1
会員について	2
援助活動の内容	3
援助が必要になったら	4
会員の心得	6
チェックリスト	7
報酬の基準	8
補償保険制度について	12
鹿嶋市ファミリー・サポート・センター会則	14

相互援助について

鹿嶋市ファミリー・サポート・センターでは、「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が、会員となり、お互いの理解の上で助け合って活動するものです。



まずは！
鹿嶋市ファミリー・
サポート・センターに
会員登録してください。

会員について

鹿嶋市に在住、在勤する人であれば、性別に関わらず、どなたでも会員になれます。

利用会員 生後6ヶ月から、小学校に在学する子どものいる人

※市内に在勤する人でも大丈夫です。

協力会員 心身ともに健康で子どもの育児や保育に理解と熱意のある人

両方会員 利用会員と協力会員のどちらでもできる人

- * 利用会員・協力会員とも会員登録になる際は、十分な説明をさせていただきます。
- * 協力会員については、センターの実施する講習会を受けていただきます。

援助活動の内容

ファミリー・サポート・センターの活動は、あくまでも急な子どもへの対応や、手不足を補うための援助であり、輕易で短期間・補足的なものです。

(乳幼児の長期間保育は、行いません。)

具体的な援助の内容

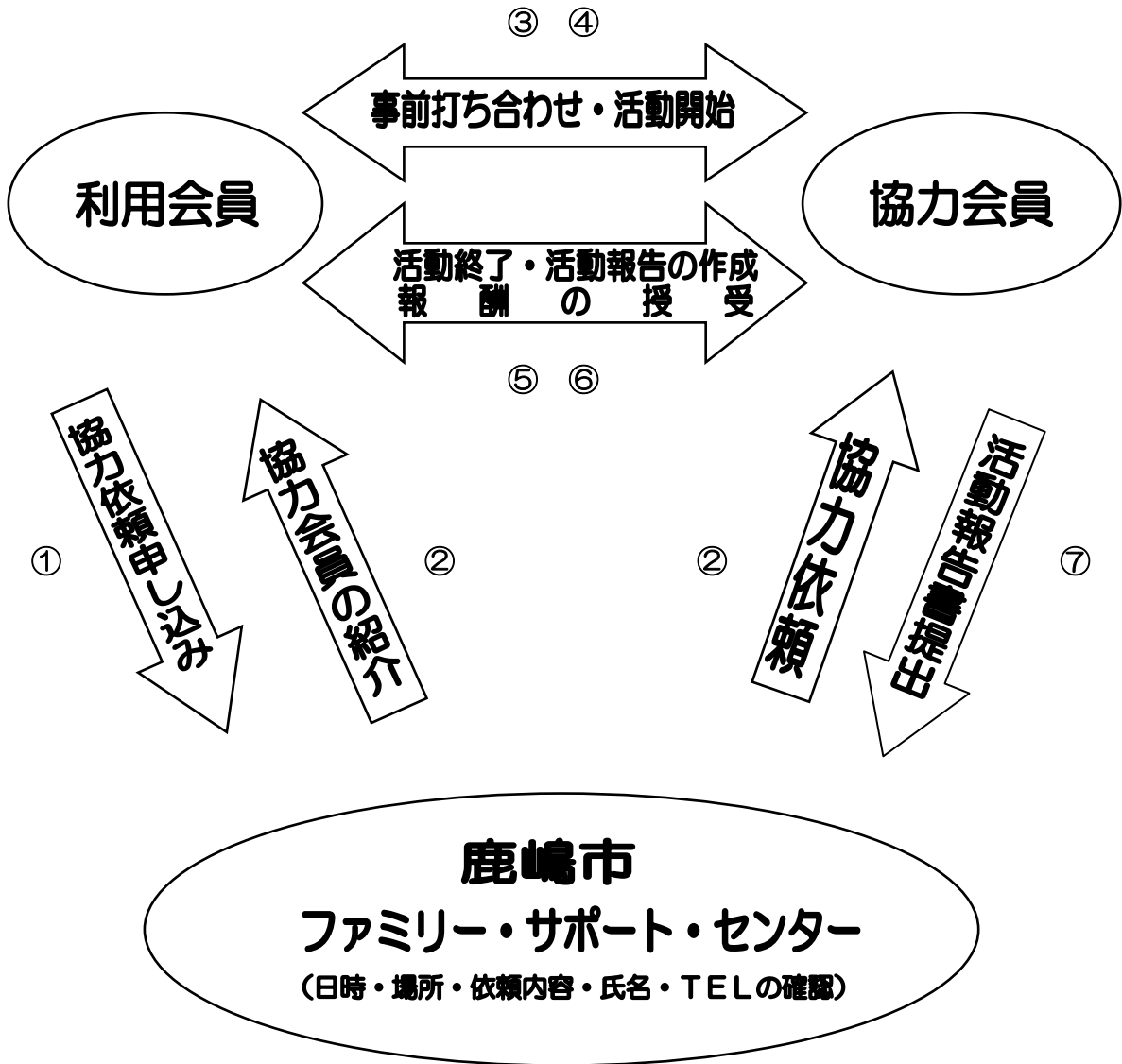
- ① 保育園、幼稚園、小学校など（以下「保育施設など」という。）の保育開始までの援助
- ② 保育施設などの帰宅後の援助
- ③ 保育施設などの送迎
- ④ 学童保育からの帰宅後の援助
- ⑤ 保育施設などの休みの際の援助
- ⑥ 買い物など外出の際の援助
- ⑦ 保育者などの病気や休養の際の援助
- ⑧ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の援助

活動上の基本的原則

- 子どもを預かる場合は、協力会員の家庭において行います。
ただし、やむを得ないと認められる場合は、利用会員の家庭において行うこともできます。
- 子どもの宿泊を伴う援助活動は行いません。
- 通常1対1での保育が基本となりますが、兄弟姉妹での利用などの場合は、その限りではありませんので、ご相談ください。

援助が必要になったら

援助活動の流れ



- ① 援助を依頼したい日時が決まったら、センター（事務局）に申込みをします。
- ※センターへの依頼日から活動日まで、日時の余裕がない場合は、協力会員の調整が見つからないことがあります。依頼の申込みはできるだけ早めにお願ひします。
- ② センターは、利用会員の依頼内容により適切な協力会員に連絡をし、条件などお互いの理解の上において活動が始まります。ただし、この援助依頼は強制ではありません。双方都合の悪い場合は、遠慮なくセンターへご相談ください。
- ③ センターは、協力会員と利用会員（子どもと一緒に）3者で事前に打合せを行います。
- ④ 協力会員は、依頼された内容に添って活動します。
- ⑤ 利用会員は、約束の時間に協力会員宅へ子どもを迎えに行きます。
- ⑥ 協力会員は、活動終了後「活動報告書」（3枚複写）に記入し、利用会員にサインをもらいます。その際、利用会員は決められた報酬やその他の実費を協力会員に直接支払います。
- ⑦ 協力会員は、1ヶ月分の活動報告書をまとめて翌月5日までに、センターへ提出してください。

会員の心得

- 1・本会の活動の主旨と決まりを守りましょう。
- 2・お互いのプライバシーは守りましょう。
- 3・約束した時間は、お互いに必ず守りましょう。(開始時間・終了時間)
- 4・センターへの連絡なしに、会員同士で活動を行わないでください。
- 5・活動報告の提出がないもの、センターへの連絡なし(留守番電話は可)に行った援助活動については、補償保険は適用されません。
- 6・協力会員は、安全チェックリストにより、子どもの安全を時折確認してください。
- 7・活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- 8・依頼した援助の内容以外の仕事は、要求しないでください。
- 9・会員証は、常時携帯してください。
- 10・利用会員は、援助時に子どもの体調が悪くなった時や、緊急時など迎えに行ける準備・対応をしてください。
- 11・お互いに体調に注意をして、具合が悪い時は、無理せず活動は控えましょう。
- 12・キャンセルする場合は、利用会員から協力会員とセンターに速やかに連絡(留守番電話は可)してください。

チェックリスト

援助を開始する前に

<共通>

- 援助の日時、内容などの確認は済んでいますか？
- 交通費・食事・ミルク・おやつなどの有無、金額などの確認は済んでいますか？
- 体調はどうですか？

<利用会員>

- 必要な持ち物（ミルク・哺乳瓶・オムツ・着替え・オムツや着替えの持ち帰り用ビニール袋・おもちゃや絵本など）はそろっていますか？
- 送迎がある場合、保育施設などへの連絡は済んでいますか？
- 持ち帰る物、記入しなければいけないことなどは、伝えてありますか？
- 報酬や実費などの用意は済んでいますか？
（金額を計算して、おつりのないよう、予め封筒などに入れておきましょう）
- 子どもの体調はいつもと変わりありませんか？預ける前には熱を計りましょう。心配な場合は協力会員に事前に伝えてください。また、熱があるなど体調が悪い場合には、無理せず活動を控えましょう。
- 長時間の依頼の場合は、子どもの一日のスケジュールを協力会員に伝えましょう。

<協力会員>

- 家に子どもを迎え入れる環境づくりはできていますか？(安全のチェック)
- 保護者の緊急連絡先は手元にありますか？
- 送迎がある場合、保育施設などの場所は確認してありますか？持って帰る物などは把握していますか？
- 車輛を使用する場合は、必ずチャイルドシート・ジュニアシートを使用しましょう。
センターでは、必要に応じてチャイルドシート・ジュニアシートの貸出しをします。
- 活動報告書は、必要箇所を記入し、終了後に報酬などの精算が出来るようにしてありますか？

報酬の基準

報酬の基準は次のように決められています。

1. 報酬の基準

基本活動日・時間 月曜日～金曜日 7時～19時	1時間あたり700円
基本活動日以外の 土・日曜日・祝日	1時間あたり800円
基本活動時間以外の 早朝・深夜など	1時間あたり800円

(注1) 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間となります。

(注2) 1時間を超える場合は、30分以内は半額とし30分を超える1時間までは、1時間となります。

(注3) 同一世帯の兄弟姉妹などを預ける場合は、その人数分の報酬となります。

(注4) 7時や19時を含む活動は、1時間800円になります。

2. 取り消しについて

取り消しについては、次の通り利用会員が協力会員へ支払うこととします。

- ・前日までの取り消し・・・・・・・・無 料
- ・当日の取り消し・・・・・・・・1時間分の料金
- ・無断取り消し・・・・・・・・全 額

- (注1) 夜間・休日の場合は、直接協力会員へ連絡をしてください。
その後、センターの留守番電話、又はFAXにて必ず連絡を入れてください。
- (注2) 当日になって、利用会員の都合により、依頼時間より遅れる場合は、当初の依頼時間からの支払いになります。変更になった場合は、できるかぎり早く連絡ください。

例1 活動依頼の時間は9時～12時であったが、連絡もなく9時30分～12時に急遽時間変更になり、利用会員は9時～自宅で待機していた場合。

回答 協力会員が自宅待機していた30分間も活動時間に含み、3時間の活動時間となり利用会員に3時間分を請求してください。また、活動報告書にそのことを明記してください。

※10分・20分程度遅れた場合、お互いの理解の上請求しないこととします。

例2 活動依頼の時間は6時～9時であったが、6時15分頃に利用会員から時間変更の連絡があり、7時30分～9時の1時間30分の活動をした場合。

回答 連絡があるまで待機していた15分間も活動時間に含む、2時間の活動時間となり利用会員に2時間分を請求してください。また、活動報告書にそのことを明記してください。

※活動開始予定時間以降の連絡の場合、待機していた時間も活動時間とし、30分単位で請求してください。

例3 活動依頼の時間は10時～12時であったが、当日の10時30分頃に利用会員からキャンセルの連絡があった場合。

回答 活動依頼の1時間分の取り消し料金700円（依頼時間が基本活動以外の場合800円）と待機していた時間分350円（30分単位で加算）を利用会員に請求してください。また、活動報告書にそのことを明記してください。

3. 実費の基準

交通費・食事（ミルク）・おやつ代などについては、利用会員が実費を負担します。

（注1） 交通費については、公共交通機関・タクシーを利用した場合、協力会員と子どもの運賃などを実費とします。

（注2） 食事・おやつ・おむつなどについては、原則として利用会員が用意してください。ただし、これらについて協力会員に費用負担をかけた場合は、利用会員が支払ってください。

実費

食事（ミルク）	200円
おやつ	100円
ガソリン代など	1kmあたり20円

補償保険制度について

万一の事故に備え、会員になると「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に、自動的に加入する事になります。保険料についてはセンターが負担します。

① サービス提供会員傷害保険

協力会員が、センターの斡旋により保育サービスの提供や保育サービスを提供するための、自宅と保育を受ける子ども宅や保育所などの往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被った時に補償するものです。

例・・・協力会員が子どもの食事を調理中にやけどをした。

子どもを預かりに行く途中に、自動車事故にあってケガをしたなど。

※故意・ケンカなどによるものは該当しない。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術

② 賠償責任保険

協力会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物などが原因で、第三者の身体または財物に損額を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金などを補償するものです。ただし、車輛を使用する事故に関しては適用されません。

例・・・不注意でお湯がこぼれ、子どもにやけどをさせてしまった。

協力会員が調理した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こした。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償 （1事故につき）	2億円

③依頼子供傷害保険

利用会員の子どもが保育サービスを受けている間に障害を被った場合、保育サービス提供者である協力会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

例・・・子ども同士がふざけていて階段から落ちてケガをしたなど。

※故意・ケンカなどによるものは該当しない。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術

お問い合わせ

鹿嶋市ファミリー・サポート・センター

〒314-0012

鹿嶋市平井1350-45

鹿嶋市社会福祉協議会事務局内

TEL 83-4811・82-2621

FAX 83-4811

センター受付時間

月～金曜日 8:30～17:30

(土日・祝日・年末年始はお休みです)